

令和7年度第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月7日（月） 13時31分～13時53分
2. 開催場所 市役所5階 大会議室
3. 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農業経営改善計画について
4. 報 告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 10件
5. 出席委員 12名
副会長5番平山光子、1番野口哲由、3番中田好一、4番農宮弘子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 3名
2番細谷修、6番篠崎輝武、8番吉井亨
7. 事務局 山老事務局長、小川主査
8. 議事録

事務局 それでは、これより議事に入りたいと思います。

会長が欠席でありますので、議事進行は、東金市農業委員会会議規則第14条及び農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、職務代理者の副会長にお願いします。

議 長 委員定数15名中、12名出席しておりますので、総会は成立しております。

定足数に達しておりますので、これより令和7年度第4回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、7番池田委員と9番石井委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は

ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、6件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農業経営改善計画について、でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年6月30日午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は押堀字平田の12筆、9,373平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は相続にて受け継いだが住所も神奈川県で遠く、農業の経験もないため、このたび、譲受人にお願いして売却の同意ができたことから、申請したものであります。営農計画においては、水稻を予定しています。6月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田間字地徳の田、現況は畑となっておりますが、7筆483.95平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は住まいが遠方のため耕作ができないため、譲受人は規模拡大のためです。営農計画書では、空心菜、ツルムラサキ、ヘチマなどを栽培する予定です。申請書類を確認しましたが、必要な書類はすべて整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿字仕出の田3筆1,043平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は後継者がいないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻を予定しています。6月30日に現地を確認しましたが

、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北幸谷字壱両野の田2筆1，685平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は神奈川に住んでいて遠方在住により管理不能のため、譲受人は規模拡大のためです。営農計画については水稻を予定しています。6月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表をいたします。

5 番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は道庭字三斗薪の2筆1，021平方メートル、八島2筆1，435平方メートル、新道1筆1，021平方メートル、併せて5筆の3，477平方メートルの田です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のためです。営農計画では水稻を予定しています。6月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。新規就農のため、農機具等はリースで行う予定です。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字南口の畑2筆1，982平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は住まいが遠いため耕作ができない、譲受人は規模拡大のためです。営農計画では水稻を予定しています。6月30日に現地を確認しました。地目は畑ですが、申請地の付近ではかんがい用水を利用して水稻を作付けしているところが点在しておりました。申請書類も整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ケーズデンキ東金店の南東、約700メートルから800メートルに位置しています。譲渡人は神奈川県海老名市に住んでおり農業の経験がないため、譲受人は農業経営維持のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合です。

が、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、千葉県立東金特別支援学校の北西、約１５０メートルに位置しています。譲渡人は神奈川県藤沢市に住んでおり農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、空心菜、ツルムラサキ、パクチー等です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、千葉県立九十九里高等学校の西、約２００メートルに位置しています。譲渡人は後継者がいないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。また、譲受人は九十九里町に住んでおりますが、本件農地までの距離は約３キロメートルで通作には支障はないと思われます。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号４は、売買による所有権移転の申請です。場所は、真亀川の西野堰水門の南、約６００メートルに位置しています。譲渡人は神奈川県大和市に住んでおり農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号５は、売買による所有権移転の申請です。場所は、公平郵便局の北東、約２５０メートル及び南西、約１５０メートル、また、求名駅前郵便局の南西、約２５０メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号６は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北東、約５００メートルに位置しています。譲渡人は農地を相続したが、東京都江戸川区に住んでおり耕作できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、米です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号１につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

７番 番号１について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、福俵土地区画整理地内で西福俵字三丁目の畑２１０平方メートルの農地です。転用の目的は、駐車場用地並びにコンテナ(資材・材料)置場です。譲受人の職業は塗装・防水・屋根・内装工事業です。申請地は平坦であるので、特に造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、駐車場用地、コンテナ置場としての用途となりますので、影響はありません。また排水については、駐車場用地、コンテナ置場の利用ですので、排水はありません。雨水は敷地内で自然浸透といたします。なお、上水道については、引き込みはしません。６月３０日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の７ページをお願いいたします。

申請番号１は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、大和幼稚園の西、約２００メートルに位置しています。転用の目的は駐車場用地並びにコンテナ置場です。譲渡人は塗装業を営んでおり、自宅敷地内に業務用の車両や、ペンキ、資材を保管しておりましたが、手狭になってきたため、自宅から約１４０メートルに位置する申請地に駐車場用地並びにペンキ、資材を保管するためのコンテナ置場を確保するものです。立地基準については、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第３種農地に該当すると判断され、許可となる得る農地です。所要資金については、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第３号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第３号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第１２条の規定により、意見を求められた案件は再認定２件でございます。別紙１の１ページをご覧ください。福俵の方です。営農類型は水稻と露地野菜です。経営改善につきましては、規模拡大に応じた機械の導入により経営改善を図るものです。機械・施設につきましては、もみすり機、コンバイン等を導入する予定です。

続きまして別紙２の４ページをご覧ください。広瀬の方です。営農類型は施設野菜です。経営改善は、高温対策を行うことにより経営改善を図るものです。機械・施設につきましては、トラクターやかん水装置を導入する予定です。

以上、再認定２件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１２条第４項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第３号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、報告第１号から第２号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の９ページから１３ページをお願いいたします。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。５月２６日から６月２５日までに受付した案件は６件です。相続により所有権を取得したもので、いずれも幹旋等の希望はありません。

議案書の１４ページをお願いいたします。

報告第２号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。１０件の照会があり、現地調査を６月１０日と２４日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和7年7月7日